

倉敷市告示第574号

倉敷市中小企業者等電気及びガス価格高騰緊急経済対策補助金交付要綱を次のように定める。

令和4年10月31日

倉敷市長 伊東香織

記

倉敷市中小企業者等電気及びガス価格高騰緊急経済対策補助金交付要綱

(目的等)

第1条 この要綱は、電気及びガスの価格の高騰による影響を考慮し、事業活動において多量の電気及びガスを使用する中小企業者等に対し、予算の範囲内において補助金を交付することにより、中小企業者等の事業活動における経費の負担の軽減を図ることを目的とする。

2 補助金の交付に関しては、倉敷市補助金等交付規則（昭和43年倉敷市規則第30号）に定めるもののほか、この要綱の定めるところによる。

(定義)

第2条 この要綱において「ガス」とは、都市ガス及び液化石油ガス（液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律（昭和42年法律第149号）第2条第1項に規定する液化石油ガスをいう。）をいう。

2 この要綱において「中小企業者等」とは、次の各号のいずれかに該当する者をいう。

(1) 中小企業者（中小企業基本法（昭和38年法律第154号）第2条第1項に規定する中小企業者をいう。）であって、次のいずれかに該当するもの

ア 市内に事業所を有する個人

イ 市内に事業所を有する会社

(2) 医療法人（医療法（昭和23年法律第205号）第39条に規定する医療法人をいう。）であって、次に掲げる要件の全てを満たすもの

ア 常時使用する従業員の数が300人以下であること。

イ 市内に事業所を有すること。

(3) 事業協同組合（中小企業等協同組合法（昭和24年法律第181号）第3条第1号に規定する事業協同組合をいう。）、企業組合（同法第3条第4号に規定する企業組合をいう。）、協業組合（中小企業団体の組織に関する法律（昭和32年法律第185号）第3

条第1項第7号に規定する協業組合をいう。)、農事組合法人(農業協同組合法(昭和22年法律第132号)第72条の4に規定する農事組合法人をいい、法人税法(昭和40年法律第34号)第2条第7号に規定する協同組合等に該当するものを除く。))又は一般社団法人若しくは一般財団法人(一般社団法人及び一般財団法人に関する法律(平成18年法律第48号)第2条第1号に規定する一般社団法人又は一般財団法人をいう。))であって、次に掲げる要件の全てを満たすもの

ア 常時使用する従業員の数が300人以下であること。

イ 市内に事業所を有すること。

(4) 特定非営利活動法人(特定非営利活動促進法(平成10年法律第7号)第2条第2項に規定する特定非営利活動法人をいう。)、公益法人(公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律(平成18年法律第49号)第2条第3号に規定する公益法人をいう。))又は学校法人(私立学校法(昭和24年法律第270号)第3条に規定する学校法人をいう。))であって、次に掲げる要件の全てを満たすもの

ア 法人税法施行令(昭和40年政令第97号)第5条に規定する事業を行っていること。

イ 常時使用する従業員の数が300人以下であること。

ウ 市内に事業所を有すること。

(交付対象者)

第3条 補助金の交付の対象となる者は、次に掲げる要件の全てを満たす中小企業者等とする。

(1) 令和4年9月1日において市内で事業を行っており、かつ、引き続き市内で事業を継続する意思を有すること。

(2) 次のア又はイに掲げる中小企業者等の区分に応じ、当該ア又はイに定める要件を満たしていること。

ア 前条第2項第1号アに掲げる個人 次の(ア)から(ウ)までに定めるいずれかの要件

(ア) 所得税法(昭和40年法律第33号)第120条第1項に規定する申告書の提出による令和3年中の所得に係る申告を行っていること。

(イ) 地方税法(昭和25年法律第226号)第317条の2第1項に規定する申告書の提出による令和4年度個人住民税に係る申告を行っていること。(ア)の申告書を提出する義務を有しない者に限る。)

(ウ) 所得税法第229条に規定する開業の届出書を提出していること。(令和4年1月1日以後に開業した者に限る。)

イ 中小企業者等(アに掲げる個人を除く。) 次の(ア)又は(イ)に定める要件

(ア) 法人税法第74条第1項に規定する申告書の提出による申告(第5条の規定による申請の日前における直近の確定申告をいう。)を行っていること。

(イ) 法人税法による法人の設立の届出書を提出していること。(第5条の規定による申請の日において、同法第74条第1項の規定による法人設立後最初の事業年度に係る申告の申告期限が到来していない者に限る。)

(3) 令和4年1月から同年9月までの間の1月(以下「対象月」という。)に、市内において自らの事業活動に使用した電気及びガスの料金(電気及びガスの使用に係る料金又は電気若しくはガスいずれかの使用に係る料金(いずれも原材料としての使用及び他者への販売を目的として購入したものに係る料金を除く。以下「対象月の電気及びガスの使用に係る料金」という。))の合計額(消費税及び地方消費税を含む。以下同じ。)が10万円以上であること。

2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する者については、補助金を交付しない。

(1) 対象月の電気及びガスの使用に係る料金について、本市又は他の団体から別の補助金の交付を受ける者

(2) 倉敷市福祉サービス事業所等物価高騰対策支援金交付要領(令和4年10月31日施行)の規定による倉敷市福祉サービス事業所等物価高騰対策支援金の交付を受ける者

(3) 市税を滞納している者

(4) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律(昭和23年法律第122号)第2条第5項に規定する性風俗関連特殊営業を行う者又は当該営業に係る同条第13項に規定する接客業務受託営業を行う者

(5) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第6号に規定する暴力団員(以下この号において「暴力団員」という。)又は同条第2号に規定する暴力団若しくは暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有する者

(6) 宗教活動又は政治活動を主な目的とする事業を行っている者

(7) 事業実施に当たって必要な許認可その他事業実施に当たって必要な関係法令上の規定

による要件を欠いている者

- (8) 前各号に掲げる者のほか、市長が補助金の目的等に照らして適当でないと認める者
(補助金の額等)

第4条 補助金の額は、対象月の電気及びガスの使用に係る料金の合計額から消費税及び地方消費税相当額を除いた額に2分の1を乗じて得た額（その額に1,000円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額）とし、40万円を限度とする。

2 この要綱による補助金の交付は、一の中小企業者等につき1回限りとする。

(交付申請)

第5条 補助金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、令和4年12月28日までに、所定の交付申請書に次に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。

- (1) 対象月の電気及びガスの使用に係る料金の合計額及び当該合計額の支払を証する書類
(2) 市税の滞納がないことを証する書類（発行日から3月以内のものに限る。）
(3) 個人事業主にあつては、次に掲げるいずれかの書類

ア 運転免許証その他の官公署の発行した免許証、許可証又は身分証明書であつて本人の写真を貼り付けたものの写し

イ 官公署の発行した免許証、許可証、身分証明書その他の市長が相当と認める書類の写し及び住民票の写し

- (4) 前3号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

(交付決定等)

第6条 市長は、前条の交付申請書の提出があつたときは、速やかにこれを審査し、適当と認めるときは補助金の交付の決定及び額の確定を行い、所定の交付決定及び額の確定通知書により通知し、補助金を交付するものとする。

2 市長は、前項の審査の結果、補助金を交付することが適当でないと認めるときは、所定の不交付決定通知書により申請者に通知するものとする。

(交付決定の取消し等)

第7条 市長は、申請者が虚偽その他不正な手段により補助金の交付決定を受けたときは、補助金の交付決定を取り消し、又は既に交付した補助金を返還させるものとする。

(その他)

第8条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和4年11月1日から施行する。